

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2835号及び第2836号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2835号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定のうち、一部は妥当ではなく、対象保有個人情報を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであるが、その余の保有個人情報を非開示とした決定は妥当であると判断しています。

答申第2836号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「①健康福祉局が有する、請求者に関する、生活保護システム上内の記録」、「②健康福祉局が、請求者に関して行った一般調査の記録（警察、医療機関、ハローワーク、前勤務先）」及び「③健康福祉局が特定年A特定月日Cに、請求者に関して行った「嘱託医協議」に関する記録（根拠事実、根拠法令、担当医名、医師の担当分野、参加者名）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2835号】

- (2) 「A連合自治会会長甲 B会長 会長 C自治会会長甲が請求者に関する内容がふくまれた特定区に提出した文章」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2836号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2835	平成31年1月18日	平成31年2月13日	令和元年5月22日	令和元年6月21日	個人	市長
2836	令和元年10月7日	令和元年10月18日	令和元年11月15日	令和元年12月13日	個人	市長

### 3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報（対象行政文書）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2835	「①健康福祉局が有する、請求者に関する、生活保護システム上内の記	個人情報非開示  横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。）第25条第2項に該当 ・個人情報1	個人情報1を非開示とした決定は妥当ではな

答申番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会の結論
	録) (以下「個人情報1」という。)、②健康福祉局が、請求者に関して行った一般調査の記録(警察、医療機関、ハローワーク、前勤務先) (以下「個人情報2」という。)及び③健康福祉局が特定年A特定月日Cに、請求者に関して行った「嘱託医協議」に関する記録(根拠事実、根拠法令、担当医名、医師の担当分野、参加者名) (以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。)	(健康福祉局において生活保護システム上の記録を閲覧することは可能だが、利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有しているのは、区福祉保健センター生活支援課(以下「区生活支援課」という。)であることから、個人情報1は、作成しておらず保有していないため。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報2</li> </ul> (生活保護に係る一般調査は、生活保護の受給決定を行う区生活支援課で行っている。よって、健康福祉局では、審査請求人に関して一般調査を行っていないことから、個人情報2は取得し、又は作成しておらず、保有していないため。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報3</li> </ul> (健康福祉局では、審査請求人に関して「嘱託医協議」を実施していないことから、個人情報3は取得し、又は作成しておらず、保有していないため。)	く、実施機関が保有する生活保護システム上の記録のうち審査請求人に係る情報を特定して、改めて開示、非開示の決定をすべきであるが、その余の保有個人情報を非開示とした決定は妥当
2836	「A連合自治会会長甲 B会長 会長 C自治会会長甲が請求者に関する内容がふくまれた特定区に提出した文章」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示  <b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第9条に基づき非開示</b>  (当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。)	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2835	<p><b>《生活保護に係る事務について》</b></p> <p>生活保護事務においては、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて金銭の給付や医療・介護等の現物給付を行っている。横浜市では、法第19条第4項に基づき、横浜市福祉保健センター長委任規則(平成13年12月横浜市規則第111号)を定め、法による保護の開始、変更、廃止等の事務を各区の福祉保健センター長に委任している。また、横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第2条に基づき、「法に規定する保護等の決定及び実施に関すること」は、区生活支援課が行っている。</p> <p>区生活支援課で特定個人に係る生活保護の決定及び実施に係る事務を遂行する際は、生活保護システムに入力し、起案や経過記録の入力等を行っており、審査請求人に係る生活保護システムの入力は、戸塚区生活支援課で行っていた。</p> <p>一方、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)では、「生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他法の施行に関すること。」は健康福祉局生活福祉部生活支援課(以下「局生活支援課」という。)の事務と規定されており、局生活支援課は、生活保護制度に関する事務を所管している。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2835</p>	<p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件本人開示請求の個人情報本人開示請求書（以下「本件本人開示請求書」という。）の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。</p> <p>ア 個人情報1は、「健康福祉局が有する」審査請求人に係る生活保護システム上の情報である。</p> <p>イ 個人情報2は、健康福祉局が審査請求人に関して実施した調査の記録に係る情報であって、警察、医療機関、ハローワーク及び前勤務先に係る調査の記録に係る情報である。</p> <p>ウ 個人情報3は、健康福祉局が特定年B特定月日Cに、審査請求人に関して実施した嘱託医協議に関する記録であって、根拠事実、根拠法令、担当医名、医師の担当分野、参加者名等を含む情報である。なお、審査請求人は本件本人開示請求書に特定年A特定月日Cと記載しているが、審査請求理由書の添付書類等から特定年Bが正しい記載であることが推察される。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>ア 個人情報1について</p> <p>(ア) 実施機関は、個人情報1について、あくまで健康福祉局が保有する情報であると解し、局生活支援課では生活保護システム上の記録を閲覧することは可能だが、利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有しているのは、区生活支援課であることから、健康福祉局では個人情報1は作成しておらず保有していないと説明している。このため、当審査会は、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>a 生活保護システムは、特定個人に係る生活保護の個別ケースについて、保護費（扶助）の支給に係る起案及び決定、経過記録の入力、その他保護決定に関わる情報の管理等に使用しているシステムであって、生活保護の決定及び実施に関する事務について所管している区生活支援課で情報を入力し、管理している。</p> <p>b 局生活支援課では、生活保護システム上の情報を閲覧、利用することはあっても、入力することはなく、情報の管理は、区生活支援課で行っている。</p> <p>c 個別ケースについて局で生活保護システムを閲覧するのは、生活保護受給者等から担当する区がどこになるか等の照会があった場合や区からシステムの操作方法についての照会があった場合等である。個別ケースに係る警察等他機関からの照会や生活保護受給者からの照会への対応は、基本的に区が窓口となっている。</p> <p>d また、実施機関内の他部署で実施する事業に必要な範囲で生活保護受給者の一覧が求められる場合等に、局生活支援課が、規定された手続を取った上で一括してデータを抽出し提供するケースがある。また、生活保護システムに入力された数値等を利用して統計データを作成するケースがある。</p> <p>e 本件本人開示請求書の記載を局生活支援課で確認した際、「・・・の記録」とあった。そして、生活保護の対応において「記録」とは通常「経過記録」を指すことが多いことから、個人情報1は、生活保護システム上の情報のうち、経過記録部分であると解した。そして、上記のような生活保護システム上の情報に係る局生活支援課における閲覧及び利用実態から健康福祉局では個人情報1を作成、保有していないと判断し、また、生活保護システム上の審査請求人に係る情報には、経過記録部分は入力されておらず存在しないことから、非開示とした。</p> <p>(イ) 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>a 実施機関は、本件本人開示請求書の「・・・の記録」の「記録」は経過記録を指すと解されるところ、審査請求人に係る生活保護システム上の経過記録は保有していないと説明する。しかし、本件本人開示請求書の記載内容からは、そのように限定して解することはできず、個人情報1は、生活保護システム上の審査請求人に係る情報の全てであると解すべきである。</p> <p>b また、実施機関は、生活保護システムの情報について利用、提供、廃棄等の取扱い</p>

答申 番号	判断の要旨
2835	<p>の権限を有するのは区生活支援課であり、局生活支援課を含む健康福祉局では保有していないため、非開示としたと説明する。審査請求人が、本件本人開示請求書に「健康福祉局が有する・・・」と記載した趣旨は明らかでないが、審査請求書等の記載からは、健康福祉局が保有する情報に限定して請求する趣旨であるとは必ずしも解されない。審査請求人は、実施機関で保有する生活保護システム上の情報を求めており、生活保護システムは一つしかないのであるから、実施機関のうちのどの部署が保有するかは審査請求人にとって重要ではないものと解される。</p> <p>仮に、「健康福祉局が有する」情報に限定して請求する趣旨であるとしても、上記(ア)のような、照会対応時の閲覧やデータの活用等の局生活支援課における生活保護システムの利用実態を踏まえると、生活保護システム上の情報は、「健康福祉局が有する」情報でないと言えない。</p> <p>c 以上のことから、実施機関が、個人情報1を保有していないとして非開示とした決定は妥当ではなく、生活保護システム上の審査請求人に係る情報の全てについて、改めて開示、非開示の決定をすべきである。</p> <p>イ 個人情報2及び個人情報3について</p> <p>(ア) 実施機関は、個人情報2について、健康福祉局では、審査請求人に関して一般調査を行っていないことから、個人情報2は取得、作成しておらず、保有していないと説明している。また、実施機関は、個人情報3について、健康福祉局では、審査請求人に関して嘱託医協議を実施していないことから、個人情報3は取得、作成しておらず保有していないと説明している。このため、当審査会は、実施機関に補足説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>a 局生活支援課を含む健康福祉局では、特定個人に係る生活保護の個別ケースについて調査や嘱託医協議を行うことはないため、個人情報2及び個人情報3は保有していない。</p> <p>b 審査請求人は、警察機関への調査は必ずしているはずだと主張をしているが、本人の状況や生活の経過等から暴力団の可能性がある場合等必要な場合のみ調査を実施する。警察調査を行うとすれば、担当の区生活支援課で行うが、本件は、担当の戸塚区生活支援課において警察調査を実施していない。また、戸塚区生活支援課においては、ハローワーク及び前勤務先の調査についても実施していないとのことである。</p> <p>c また、医療機関への調査の記録及び嘱託医協議に関する記録としては、戸塚区生活支援課が特定年B特定月日Cに実施した嘱託医協議について共有したメール本文（以下「本件メール本文」という。）を局生活支援課で保有しているが、健康福祉局が行った調査、嘱託医協議ではないため、個人情報2及び個人情報3には該当しないと判断した。弁明書にも記載のとおり、区生活支援課が実施した嘱託医協議の結果に係る情報を法制課に共有するために、局生活支援課が区生活支援課から情報を得て法制課に伝達したものであって、健康福祉局が審査請求人に係る調査や嘱託医協議を実施した事実はない。なお、本件メール本文については、医療機関への調査の記録として、戸塚区生活支援課から審査請求人に一部開示している。</p> <p>(イ) 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>a 個人情報2及び個人情報3について、実施機関は、健康福祉局が審査請求人の生活保護事務を遂行するにあたって実施した調査及び嘱託医協議に係る情報を請求していると解したとのことである。</p> <p>b そして、実施機関は、健康福祉局では、特定個人に係る生活保護の個別ケースについて調査や嘱託医協議を行うことはないため、個人情報2及び個人情報3は保有していないと説明する。</p> <p>c 本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、健康福祉局が行った調査及び嘱託医協議の記録に係る保有個人情報を求めていると認められる。そして、上記《生活保護に係る事務について》の区生活支援課と局生活支援課の事務を踏まえると、局生活支援課を含む健康福祉局において特定個人に係る生活保護の個別ケースについて調</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2835</p>	<p>査や嘱託医協議を行うことはないとの実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>d 以上のことから、個人情報2及び個人情報3を取得し、又は作成しておらず保有していないとの実施機関の説明は是認できる。</p>
<p>2836</p>	<p><b>《市民の声事業に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。なお、当該事業は、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）に基づいて、事務を行っている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件開示請求の開示請求書には、「請求者に関する内容がふくまれた特定区に提出した文章」と記載されており、「請求者」とは本件開示請求の請求者である審査請求人を指していることは明らかである。このことから、審査請求人は、特定の自治会会長が、特定個人である審査請求人に関する内容が含まれた文書を特定区に提出したということ为前提に、当該文書の開示を求めているものと解される。</p> <p><b>《存否応答拒否について》</b></p> <p>ア 情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p><b>《本件処分の該当性について》</b></p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまふことになるとして、情報公開条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>イ 本件開示請求は、開示請求書の記載から、「請求者」という特定の者を名指ししてその者に関する文書を特定の自治会会長が提出したことを前提として当該文書の開示を請求していることが認められる。</p> <p>そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち特定の自治会会長から特定個人に関する文書が提出されたという事実を公にすることとなる。また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち特定の自治会会長から特定個人に関する文書の提出がないという事実を公にすることとなる。</p> <p>したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。</p> <p>ウ 次に、イで公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討</p>

答申番号	判断の要旨
2836	<p>する。</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができることを規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。</p> <p>特定の自治会会長から特定個人に関する文書の提出があった、又は文書の提出がなかったという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>また、審査請求人は、特定の自治会会長から特定個人に関する文書の提出があった事実は、審査請求人にとって既知の事実である旨主張するが、情報公開条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。</p> <p>したがって、上記イで公になる事実には、情報公開条例第7条第2項第2号本文の非開示事由に該当する事実が含まれているため、上記②の要件に該当する。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するといふべきである。</p> <p>オ なお、実施機関は、弁明書において特定の自治会会長の情報を非開示情報として保護すべきである旨説明しているが、上記のとおり、「請求者に関する・・・」と名指しされた審査請求人の情報が非開示情報として保護されるべき情報であると認められる。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

#### （本人開示請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

お問合せ先

市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881